
外来感染対策向上加算に関するご案内

当院は、患者様が安心して医療を受けられるよう、厚生労働省が定める外来感染対策向上加算の施設基準を満たし、2024年6月1日よりこの診療報酬の算定を開始いたします。

外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止対策について厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る）で診療を行った場合、受診された方お一人につき月に1回、所定点数（6点）を加算できるものです。

また、感染防止対策を実施した上で初診を行った場合は、「発熱患者等対応加算」として月に1回、20点が加算されます。

当院の院内感染防止対策としての取組

- 感染管理者である院長を中心に、スタッフ一同で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の知識を深めるために、院内研修を実施し、関連病院との連携を強化し、対策力の向上に努めます。
- 抗菌薬の適正利用に努めます。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合には、一般診療とは異なる導線を用いた診療を実施します。
- 標準的な感染予防策に基づいた院内感染対策マニュアルを作成し、スタッフ一同で実施します。

梅ヶ枝内科・眼科クリニック

院長 吉田 展啓

副院長 吉田 匠子